

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

(医療政策課)

一

### 告 示

○控除対象寄附金の指定

(税 務 課)

三

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業  
共済に係る加入区の設定)の一部改正

(水産林政総務課)

三

### 公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

### 選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和四年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分)

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

### 宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式刺し網漁業の制限

六

## 規 則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和五十七年宮城県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの様式中「」を「」に改める。

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

様式第5号 (第6条関係)

歯科技工所開設届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所  
開設者の氏名  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項前段の規定により届け出ます。

記

1 歯科技工所の名称	〒	
2 開設の場所	電話 ( )	
3 管理者の住所及び氏名	住所	
	氏名	
4 業務に従事する歯科技工士の氏名	所在地	
5 リモートワークを行う場所の所在地、リモートワークを行う者の氏名及び連絡先	氏名	
	電話 ( )	
6 構造設備の概要及び平面図	別添のとおり	
7 開設の年月日	年	月 日

添付書類

- 1 構造設備の概要及び平面図
- 2 管理者の履歴書
- 3 管理者及び業務に従事する歯科技工士の免許証の写し
- 4 開設者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為

様式第6号 (第7条関係)

歯科技工所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者の住所  
開設者の氏名  
(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

下記のとおり開設事項の一部を変更したので、歯科技工士法第21条第1項後段の規定により届け出ます。

記

1 歯科技工所の名称	〒	
2 開設の場所	電話 ( )	
3 変更した事項(該当する番号を○で囲むこと。)	(1)開設者の住所及び氏名	
	(2)歯科技工所の名称	
	(3)開設の場所	
	(4)管理者の住所及び氏名	
	(5)業務に従事する歯科技工士の氏名	
	(6)リモートワークを行う場所の所在地、リモートワークを行う者の氏名及び連絡先	
	(7)構造設備の概要及び平面図	
4 変更の内容	変更後	
	変更前	
5 変更の年月日	年	月 日

添付書類

- 1 3の変更した事項が(4)に該当する場合は、管理者の履歴書及び免許証の写し
- 2 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、歯科技工士の免許証の写し
- 3 3の変更した事項が(7)に該当する場合は、変更前及び変更後を明らかにした構造設備の概要及び平面図
- 4 開設者が法人であって3の変更した事項が(1)に該当する場合は、登記事項証明書

様式第七号中「」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の歯科技工士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の歯科技工士法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第五百四十三号

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第二十一条第一項の規定により、次の寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の対象寄附金として指定したので、同条第六項の規定により告示する。

令和五年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 控除対象寄附金として指定した寄附金

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対する寄附金（令和五年一月一日以後に寄附したものに限る。）

二 寄附金の相手方の法人の主たる事務所又は事業所の所在

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目九番一号

○宮城県告示第五百四十四号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和五年八月十八日から施行する。

令和五年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第二百二十五条の二に掲げる漁業（特定かき養殖業）の表宮城県第46加入区の項中「庄内」の次に「内田」を加え、同表宮城県第47加入区の項中「宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち内田の区域」を「(欠番)」に改める。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和五年八月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県利府町加瀬字十三塚六十番一、六十番四、六十三番、六十三番一、六十四番一の各一部  
六十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名古屋市名東区一社三丁目七番地  
株式会社ユニホー

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年八月十八日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
赤間繁幸後援会	赤間 繁幸	赤間 繁幸	黒川郡大郷町中村字屋鋪二二一	令和五年七月二十五日
石川良彦後援会	山口 瑞彦	武田 智	黒川郡大郷町山崎字畑中七九	令和五年七月二十五日
柏恵美子後援会	柏 恵美子	柏 恵美子	塩竈市清水沢一―一五―一五	令和五年七月三日
加藤喜太郎後援会	三浦 一道	高橋 正利	柴田郡村田町大字村田字後田六五	令和五年七月七日
加美を元気にする会	猪股 豪	猪股 豪	加美郡加美町南町四三	令和五年七月二十六日
くわばらしげのり後援会	桑原 成典	桑原 成典	塩竈市玉川町二―六―一八	令和五年七月二十七日
こんまん文雄後援会	小幡 博信	斎藤 廷子	宮城県利府町加瀬字十三塚八一―九	令和五年七月十二日
鈴木あつし後援会	鈴木 篤	鈴木 篤	宮城県七ヶ浜町遠山五―二―二八	令和五年七月十二日



○宮選管告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

議会を傍聴する会SL-9

報告年月日 5. 6. 22 (3. 2. 4解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

萩原たつお後援会

報告年月日 5. 7. 11 (5. 6. 30解散)

1 収入総額 166,602

前年繰越額 157,602

本年収入額 9,000

2 支出総額 49,670

3 本年収入の内訳

個人の党費・会費 (9人) 9,000

4 支出の内訳

政治活動費 49,670

組織活動費 49,670

○宮選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年八月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

萩原たつお後援会

報告年月日 5. 7. 11 (5. 6. 30解散)

1 収入総額 142,318

前年繰越額 116,932

本年収入額 25,386

2 支出総額 142,318

3 本年収入の内訳

寄附 25,386

個人分 25,386

4 支出の内訳

政治活動費 142,318

組織活動費 142,318

5 寄附の内訳

〔個人分〕

年間五万円以下のもの 25,386

吉野敏明後援会

報告年月日 5. 7. 6 (5. 6. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○阿彌畑知市長選七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和五年八月十八日

宮城県選挙管理委員会	委員長	皆川	章太郎
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
桑原 成典	塩竈市議会議員	くわばらしげのり後援会	塩竈市玉川町二一六一八
鈴木 篤	七ヶ浜町議会議員	鈴木あつし後援会	宮城郡七ヶ浜町遠山五一二二八
高橋 克也	宮城県議会議員	高橋克也後援会	仙台市若林区荒町七五
平岡 静香	宮城県議会議員	平岡しずか後援会	富谷市明石台二一九一六
本間 圭	多賀城市議会議員	本間けい後援会	多賀城市中央二一三二二九

○宮選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年八月十八日

宮城県選挙管理委員会	委員長	皆川	章太郎
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新
武田 暁	武田あきら後援会	公職の種類	宮城県議会議員
		角田市長	

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、

十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式刺し網漁業（以下「さけ固定式刺し網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和五年八月十八日

宮城海区漁業調整委員会	会長	關	哲夫
一 制限期間	令和五年九月一日から令和六年一月三十一日まで		
二 操業区域	気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域		
三 漁業時期	令和五年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。		
四 操業の承認	規制区域においてさけ固定式刺し網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。		
五 承認隻数	承認の隻数の上限は、百二十三隻とする。		
六 承認の対象者	承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。		
	（一）令和四年度において、さけ固定式刺し網漁業の承認を受けた者。		
	（二）令和五年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は五で定める承認隻数から前号の対象者の承認数を除いた数以内とする。		
七 操業の条件	<p>1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付するさけ固定式刺し網漁業操業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。</p> <p>2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。</p> <p>3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。</p>		

- 4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。
- 7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三十三号）第六十条第一項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さげ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 12 漁業時期終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し  
この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

（別紙）

秋さげ固定式刺し網漁業承認事務取扱要領

（操業の承認申請）

- 第一 秋さげ固定式刺し網漁業の制限（令和五年宮城県漁業調整委員会指示第一号。）四の承認を受けようとする者は、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。
- 2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から令和五年八月三十一日までとする。
- 3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
- (二) 年間事業計画書（様式第二号）
- (三) 委員会指示六の(二)に該当する場合は、申請調書（様式第三号）
- (四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申書
- (五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船

船舶使用承諾書（様式第四号）

- (六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
- 4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認申請一覧表（様式第五号）を添えて、提出するものとする。

（操業承認証の交付）

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さげ固定式刺し網漁業操業承認証（様式第六号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一―一二三二 電話〇二二―三六六一―二二三一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市あゆみ野五丁目七番地 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二―五一九五―一四七三
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七―一六 宮城県気仙沼合同庁舎 電話〇二二―六二二―一六八五

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所と連絡の上、その指示を受けなければならない。

（承認証の書換交付）

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さげ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さげ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（船体の標識）

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。

（漁獲成績報告書）

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第一号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式刺し網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 漁業時期 令和5年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶 丸

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類 区分	漁業	漁業	漁業	合 計
漁獲物の種類				
操 業 期 間				
操 業 日 数 (日)				
航 海 数 (回)				
漁獲予想数量 (kg)				
漁獲予想金額 (円)				
乗 組 員 (人)				
所 要 経 費 (円)	人 件 費			
	燃 料 費			
	費			
	費			
合 計				

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住 所			
氏 名	印		
生 年 月 日	年	齢	歳
漁 業 形 態	1：漁船漁業専業 2：養殖との兼業 3：養殖専業 4：漁業以外との兼業 ※該当する番号に○印をお願いします。		
漁業従事年数			
使 用 漁 船	船 名	漁船登録号	MG -
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS)	総トン数
年間操業実績			

No	漁 業 種 類	操 業 期 間	水揚数量 (kg)	水揚金額 (千円)
1		(○月○旬～○月○旬)		
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

令和 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印

(A4縦)



(様式第6号)

(表)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証	宮さけ第 号〇
住所 氏名	
1 漁業時期 令和5年9月25日 から 令和5年11月20日 まで	
2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件 裏面記載のとおり	
年 月 日	
宮城海区漁業調整委員会 会長	印

(A4縦)

(様式第6号)

(裏)

操業の条件 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者 (以下「操業者」という。) は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時 (南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時) とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向 (真方位90度) に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則 (令和2年宮城県規則第103号) 第60条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式刺し網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラウナル回避に努めなければならない。
- 12 漁業時期終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第7号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 書換する事項

宮さけ第

号 丸

項 目	書 換 前	書 換 後
4 書換を必要とする理由		

(A4縦)

(様式第8号)

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所  
氏 名  
印

秋さけ固定式刺し網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 滅失(き損)の理由

宮さけ第

号 丸

(A4縦)

(様式第9号)

宮さけ第 号〇

- 1 文字及び数字（承認証番号）の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字（承認証番号）及び枠は、朱色とすること。
- 3 〇印には、所属漁協（宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所）の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式刺し網漁業漁獲成績報告書

No. \_\_\_\_\_

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

提出年月日： 年 月 日

所属漁協名		承認証番号	宮さけ第	号
氏 名	印	船 名		
乗 組 員	人	総 ト ン 数		
刺 網 の 模 式	目 合： 寸 分 ( cm)	漁船登録番号	MG	-
	総延長： m・使用反数： 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)	

年 月分

日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円)※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様、海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式刺し網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他( ) ( )	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

### 宮城県地先海面における「秋さけ固定式刺し網漁業」操業区域

